

## 女性活躍推進法「一般事業主行動計画」

従業員が性別に関わらず活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：2026年4月には管理職に占める女性の割合を15%以上とする。

<取組内容・実施時期>

- 2023年4月～
  - ・ 全社研修の中で、キャリアアップへの意識啓発やマネジメントスキルの習得プログラムを組み込んで継続実施する。
  - ・ 管理職候補を部下に持つ管理職は、当該社員の育成計画を策定し、当該社員と人事部と共有する。
  - ・ 継続的な従業員意識調査の結果を評価し、適宜、打ち手を検討・実施する。

目標 2：2026年4月には年次有給休暇取得率70%以上とする。

<取組内容・実施時期>

- 2023年4月～
  - ・ 社内報などで有給休暇取得を奨励する。
  - ・ 各部署において、計画的な有給休暇取得に向けた取り組み策を検討し、部署内で共有する。

以上